
調理室冷凍・冷蔵ユニットの取替修繕について

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年9月27日

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本裕之

1 入札に付する事項

(1) 件名

調理室冷凍・冷蔵ユニットの取替修繕

(2) 修繕の内容

現在使用している各冷凍・冷蔵ユニットと同等品（後継機種を含む。）以上のものとの取替修繕

【現在使用している機器の形名（三菱電機株式会社製）】

冷凍ユニット：AFR-R3VH（詳細は仕様書別添のとおり。）

冷蔵ユニット：AFL-R2SA（詳細は仕様書別添のとおり。）

【（参考）想定機器（三菱電機株式会社製）】

冷凍ユニット：AFR-RT3VHQ

冷蔵ユニット：AFL-RT2THQ

リプレースフィルタ：R-F22A

(3) 修繕の仕様等

仕様は別添のとおりとし、消耗品雑材費、既設機器撤去費、搬入据付費、試運転調整費、現場管理費、諸経費等を含む。

(4) 納入場所

愛媛県立子ども療育センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 緊急の修理対応が可能であること。

(3) 原則として過去2年間において国及び地方公共団体等への本件入札と金額が同程度以上の実績を2回以上有する等、適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

(5) 中予地方局管内に本店、支店又は営業所等を有し、納入等誠実・円滑に実施できる者であること。

3 入札の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和5年10月13日（金）午後1時30分

場所 愛媛県立子ども療育センター1階会議室

入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。

開札 即時開札とする。

(2) 入札説明書の問い合わせ先等

愛媛県立子ども療育センター事務局庶務係

〒791-0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089)955-5530

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限 令和5年10月10日（火）午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した修繕を実施できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。